



接続約款変更認可申請書

東相制第 11-0177 号
平成 24 年 3 月 19 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)</p> <p>第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線がない区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無</p> <p>2 (略)</p>	<p>(光回線設備との接続に係るその他の情報の提供)</p> <p>第99条の7 当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 一般光信号中継回線の未利用芯線が当社が別に定める芯線数以下の区間の両端において対向する波長分割多重装置の設置の有無</p> <p>2 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。</u></p>